

岐阜県公報

号外 平成二十七年四月一日

目 次

規 則

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

(恵みの森づくり推進課)

一
ページ

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県水源地域保全条例施行規則(平成二十五年岐阜県規則第六十一号)の一部を次
のように改正する。

第十二条中「林政部林政課」を「林政部恵みの森づくり推進課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社